

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月15日提出
【計算期間】	第16特定期間(自 2020年7月21日至 2021年1月18日)
【ファンド名】	朝日ライフ・M S C I ・グローイング・アセアン株式ファンド
【発行者名】	朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 道男
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【事務連絡者氏名】	岡部 武男
【連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目 2 2 番 1 9 号
【電話番号】	03-3323-6201
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して、運用を行います。

商品分類・属性区分

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は次のとおりです。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券 不動産投信 その他資産 ()	
追加型投信	海外		特殊型
	内外	資産複合	

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル			日経225
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	ファミリーファンド		
債券	年4回	北米		あり ()	TOPIX
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			その他 (MSCIオールカントリー アセアンGDPアロケーション 指数(円換算ベース))
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)			
資産複合	その他 ()	エマージング			
資産配分固定型 資産配分変動型					

< 各分類および区分の定義 >

商品分類

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として株式一般(大型株、中小型株属性にあてはまらないもの)に投資する投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアジアの資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 マザーファンドということがあります。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。
対象 インデックス	その他 (MSCIオールカン トリーアセアン GDPアロケーシ ョン指数(円換 算ベース))	目論見書または信託約款において、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

(注1) 上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を反転表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

(注3) その他の商品分類・属性区分の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

3,000億円とします。

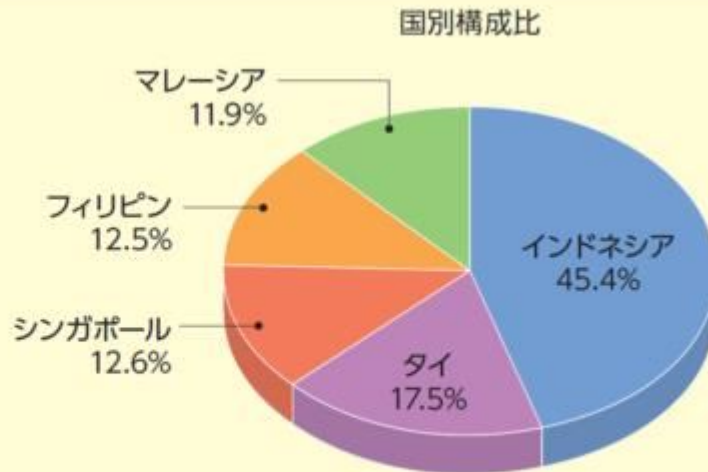
なお、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券(ETF)に投資する場合があります。
2. MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)
MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数とは、MSCI Inc.が算出する株価指数で、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ(2021年2月末現在)の株価指数を各国の名目GDPをベースに合成したものです。
円換算ベースとは、米ドルベースの指数をもとに、委託会社が円換算したものです。

● 指数の概要（2021年2月末現在）

構成国		インドネシア
		マレーシア
		フィリピン
		シンガポール
		タイ
構成銘柄数	142銘柄	



(出所) MSCI Inc.のデータをもとに朝日ライフ アセットマネジメント作成
※数値は四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者 (以下、総称して「MSCI関係者」といいます。) が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社 (以下、「委託会社」といいます。) は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの委託会社、受益者その他の者に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社、受益者その他の者にかかわらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社、受益者その他の者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定または計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。また、MSCI関係者は、当ファンドの委託会社、受益者その他の者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および / または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの委託会社、受益者その他の者が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行いません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータのまたはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負いません。また、MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害 (逸失利益を含みます。) につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、受益者その他の者は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、何人も事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年3月27日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

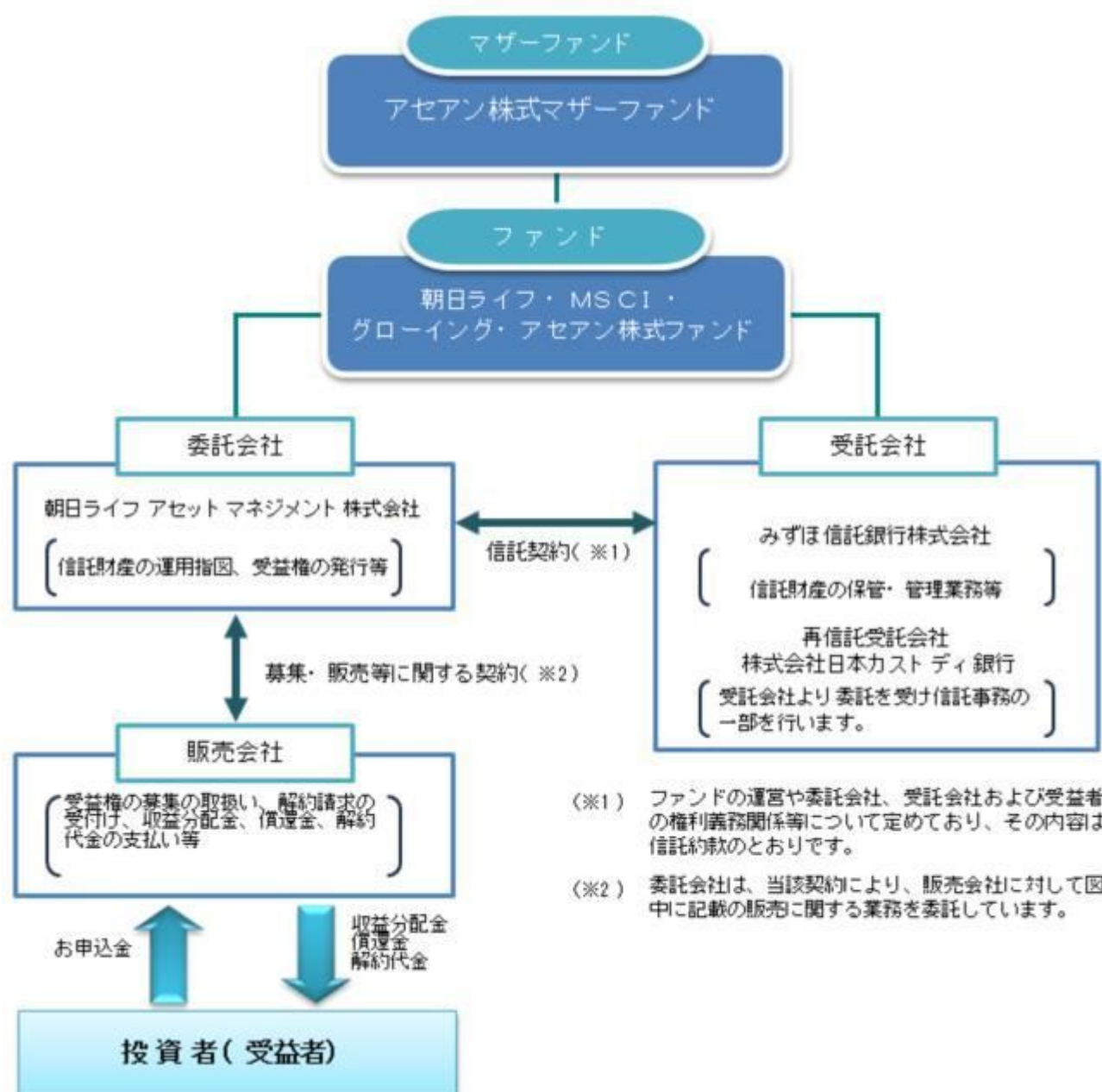
ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンドで直接投資を行うこともあります。

ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況

１）資本金の額（2021年2月末現在）

30億円

2) 会社の沿革

1985年7月 朝日生命投資顧問株式会社設立

1999年4月 朝日ライフ アセットマネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況(2021年2月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
朝日生命保険相互会社	東京都新宿区四谷一丁目6番1号	32,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

アセアン株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。
- 3) マザーファンド受益証券および上場投資信託証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。
- 4) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額(マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。)
 - c. 約束手形
 - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてアセアン株式マザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

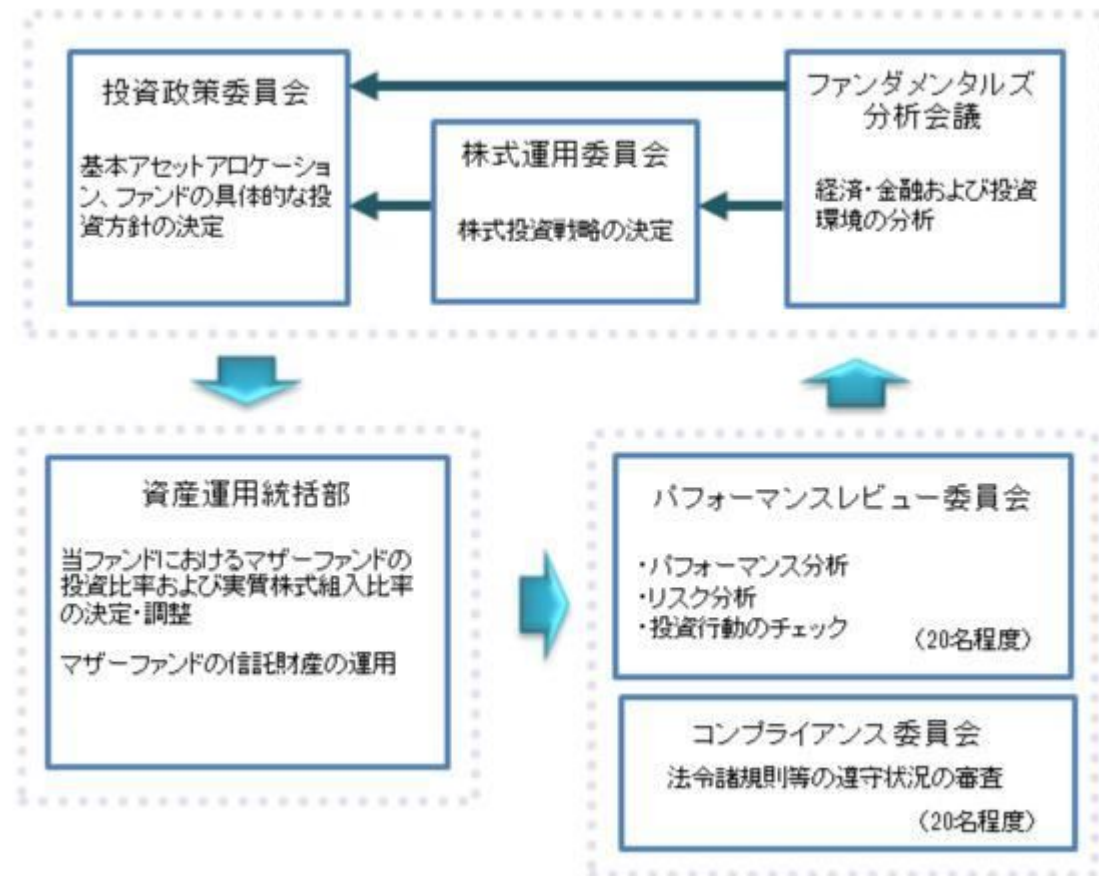
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で上記5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記 の1)から6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

以下のプロセスで運用に関する意思決定を行います。

- 1) ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて株式運用委員会を開催し、株式および各プロダクトの投資戦略を決定します。
 - 2) 投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。
- 資産運用統括部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。
- 1) 当ファンドにおけるマザーファンドの投資比率および実質株式組入比率の決定・調整を行います。
 - 2) マザーファンドの信託財産の運用を行います。また、当ファンドで株式等に直接投資する場合、その運用を行います。

パフォーマンスレビュー委員会(20名程度)でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会(20名程度)で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。なお、パフォーマンスレビュー委員会およびコンプライアンス委員会は常勤役員等により構成され、経営の立場から適切に管理・監督を行います。

受託会社等のファンドの関係法人(販売会社を除く)の管理については、日々の業務を通じ、業務執行能力、管理体制および知識・経験等をモニタリングしています。また、受託会社より内部統制に関する報告書を定期的に受領しています。

(注) 委員会および部の名称等は変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が

少額の場合は、分配を行わないこともあります。

3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配時期

決算日は、毎年1・4・7・10月の各18日(休業日の場合は翌営業日)です。

収益分配金の支払いについては、以下のとおりです。

1) 分配金受取コース

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

2) 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、税金を差し引いた後、無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(注) 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

1) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。

< 信託約款「運用の基本方針」2.(3) >

2) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。 < 信託約款第15条第4項 >

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 < 同条第5項 >

3) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。 < 信託約款第18条第1項 >

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。 < 同条第2項 >

4) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしします。 < 信託約款第19条第1項 >

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内としします。信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとしします。 < 同条第2項、第4項 >

上記において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。 < 同条第3項 >

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第5項＞

- 5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。＜信託約款第20条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

- 6) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第21条第1項＞

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 7) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第22条第1項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

- 8) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第23条第1項＞

1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 9) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とし

す。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 10) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第25条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

- 11) 外貨建資産(外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。)、預金その他資産をいいます。以下同じ。)への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第26条＞

- 12) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第27条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額と、信託財産にかかる為替の売予約の合計額とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額との総合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第2項、第4項＞

上記において、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の合計額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。＜同条第3項＞

- 13) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。＜信託約款第33条第1項＞

上記の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。＜同条第2項＞

- 1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

- 2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

- 3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

＜同条第3項＞

再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁さ

れる日からその翌営業日までとします。＜同条第4項＞

借入金の利息は、信託財産中から支弁します。＜同条第5項＞

14) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第22条の2＞

15) 前記1) から14) までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

法令に基づく投資制限

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> マザーファンドの概要

アセアン株式マザーファンド

以下「(3)投資制限」までにおいて、「ファンド」、「信託財産」および「信託期間」とは、マザーファンドのそれらをいいます。

(1) 投資方針

投資対象

東南アジア諸国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

1) 主として、東南アジア諸国の株式に投資し、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行います。

2) 運用の効率性および流動性確保の観点から、対象指数構成国の株式市場の動きとの連動を目指す上場投資信託証券に投資する場合があります。

3) 株式および上場投資信託証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持します。

4) 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。このため、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

5) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

6) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合やファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

a. 有価証券

b. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りま。

c. 約束手形

d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第21項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金、を上記 の1)から6)までの金融商品により運用することを指図することができます。

(3) 投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。＜信託約款第12条第4項＞

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。＜信託約款第15条第1項＞

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図する

ことができるものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。＜信託約款第16条第1項＞

上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第17条第1項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第2項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第18条第1項＞
スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。＜信託約款第19条第1項＞

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。＜同条第2項＞

金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。＜同条第4項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき、次の範囲内で貸付けの指図を行うことができます。＜信託約款第20条第1項＞

- 1 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。＜同条第2項＞

委託会社は、有価証券の貸付けを行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図を行うことができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものと

ます。＜信託約款第21条第1項＞

上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。＜信託約款第22条第1項、第4項＞

上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。＜同条第2項＞

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。＜同条第3項＞

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。＜信託約款第23条＞

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。＜信託約款第24条第1項＞

上記の予約取引の範囲は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。＜同条第2項＞

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。＜同条第3項＞

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。＜信託約款第19条の2＞

前記 から までの規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。＜信託約款「運用の基本方針」2.(3)＞

3【投資リスク】

リスクに関する留意点

1) ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

2) ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

3) ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

4) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

ファンドの主なリスク

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

1) 株価変動リスク

株式の価格(株価)が発行会社の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。株式の実質組入比率は原則として高水準を維持しますので、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

2) 為替変動リスク

外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落した場合(円高の場合)には、円ベースの資産価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドでは、外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により、基準価額が大きく変動することがあります。

3) 信用リスク

発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、債券等の利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、株式ならびに債券およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の格付変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

4) カントリーリスク

一般に、有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制等の要因によって影響を受けます。その結果、ファンドの投資対象有価証券の発行国の政治、経済、社会情勢等の変化により、金融市場が混乱し、資産価格が大きく変動することがあります。

5) 価格乖離リスク

ファンドは、MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)の中長期的な動きに概ね連動する投資成果を目指して運用を行いますが、信託報酬や売買コストを負担すること、ファンドへの入出金、株式配当金の受取り、必ずしも指数構成銘柄をすべて組み入れるわけではないことや実質組入比率に差異が生ずること、制度や規制等によって運用に制約が生じることによる影響などから、ファンドの基準価額騰落率と指数の騰落率に乖離が生じることがあります。

6) 流動性リスク

有価証券を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がないために売却することができない、あるいは売り需要がないために購入することができない等のリスクをいいます。そのため保有有価証券の売却を行う場合、市況動向や流動性、あるいはファンドの解約金額によっては、保有有価証券を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります。ファンドの基準価額が下落する要因となります。

7) 金利変動リスク

金利水準の大きな変動は株式市場に影響を及ぼす場合があります。ファンドの基準価額の変動要因となります。

8) ファミリーファンド方式に起因するリスク

マザーファンドへ投資する他のベビーファンドがある場合、当該ベビーファンドの設定・解約等によりマザーファンドに資金の流出入が生じることがあります。その結果として、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

9) 繰上償還リスク

当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。

10) その他の留意点

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変等により閉鎖

されることがあります。

リスク管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

1) パフォーマンス評価とリスク管理

- a. パフォーマンスおよびリスクの状況は、社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上で分析の基礎となるデータは、各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。
- b. 当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、役員、運用責任者を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。
- c. 運用部門へのフィードバックは、パフォーマンスレビュー委員会を通じて行っています。

2) 運用にかかわるコンプライアンスチェック

- a. 担当ファンドマネジャー等においては、日次でリスク管理およびポジション管理を行っており、管理部門においても組入比率等の基礎数値を計算してリスク管理を行っています。
- b. 売買執行にかかるコンプライアンスチェックについては、事前チェックをトレーディング部門が、売買執行後の事後チェックを管理部門がそれぞれ担当し、そのチェック状況についてコンプライアンス部門に報告を行っています。
- c. コンプライアンス部門においては、信託約款や運用計画書に規定された資産配分、運用内容の遵守状況、ファンド間売買等についてのチェックを行っています。
- d. コンプライアンス実践の責任者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しています。コンプライアンス・オフィサーは社長の命を受けて、運用にかかるコンプライアンスの実践に関する基本方針を立案し、各部門に対して必要な指示を行う権限を有しています。
- e. コンプライアンス・オフィサーが主催し経営陣が参加して開催されるコンプライアンス委員会においては、コンプライアンス状況の報告が行われ、問題案件等がある場合には、それらについての対応策、改善策、是正措置等を協議決定することとしています。

（注）委員会および部門等の名称は変更される場合があります。

【参考情報】

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

(2016年3月～2021年2月末)



- ・年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- ・分配金再投資基準価額は、2016年3月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

(2016年3月～2021年2月末)



- ・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- ・ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2016年3月から2021年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。取得申込時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。ただし、「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し年1.485%（税抜1.35%）の率を乗じて得た額とし、信託財産の費用として計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分およびそれに対する役務の内容は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.57%（税抜）	年率0.70%（税抜）	年率0.08%（税抜）
委託した資金の運用の対価	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（４）【その他の手数料等】

換金する受益者が負担する信託財産留保額として、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が差し引かれ、信託財産に残されます。

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用を役務の対価とする監査費用は、毎日、純資産総額に対し、年0.011%（税抜年0.01%）の率を乗じて得た額とします。ただし、年44万円（税抜年40万円）を上限とします。監査費用は、監査法人との契約等により変更になることがあります。

ファンドの組入有価証券売買時に支払う手数料を役務の対価とする売買委託手数料、先物取引・オプション取引・スワップ取引・金利先渡取引・為替先渡取引・外国為替予約取引に要する費用、公社債の借入れにかかる費用、資産を外国で保管する場合の費用ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。これらの費用に消費税等がかかる場合は、その消費税等相当額を信託財産中から支弁します。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個別元本について

1) 追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより計算されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本が計算されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本が計算される場合があります。

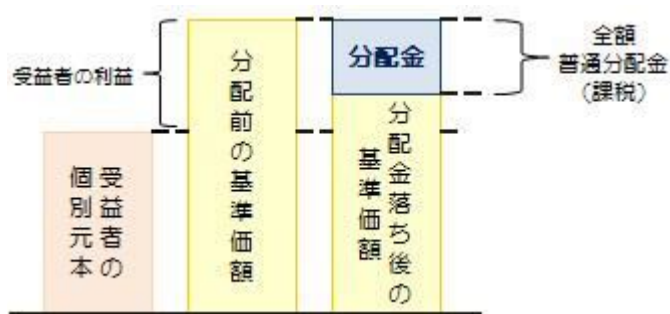
3) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）とがあります。

1) 普通分配金

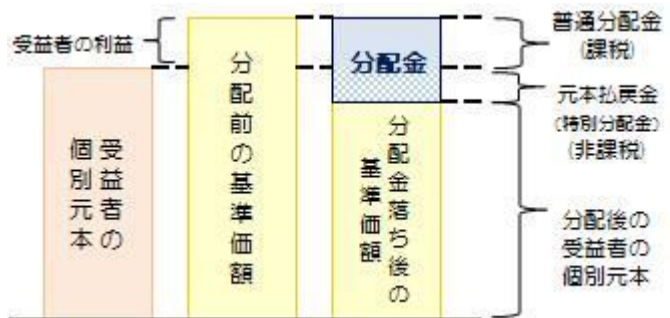
<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

2) 元本払戻金（特別分配金）

<イメージ図>



収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上図は、あくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、収益分配金の各水準等を示唆するものではありません。税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することもできます。

b. ご換金（解約）時および償還時における課税

解約時の解約価額^注および償還時の償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）は、譲渡所得として課税対象となり、申告分

離課税が適用されます。特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

その税率は、20.315%(所得税および復興特別所得税15.315%、地方税5%)です。

注：解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額です。

c．損益通算について

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等や特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得および譲渡所得等との損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、他の上場株式等の譲渡損との損益通算が可能です。

d．少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。NISA口座での損失と他の口座での配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

a．収益分配金に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

b．ご換金(解約)時および償還時における課税

解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税および復興特別所得税)の税率で源泉徴収されます。地方税の徴収はありません。

c．益金不算入制度の適用はありません。

確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、ご換金(解約)時および償還時における課税は行われません。

上記は、2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

2021年2月26日現在の状況を記載しています。

投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	62,611,440	3.13
親投資信託受益証券	日本	1,935,514,569	96.86
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	71,272	0.01
合計(純資産総額)		1,998,197,281	100.00

(参考)アセアン株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	シンガポール	244,317,935	12.62
	マレーシア	228,915,182	11.83
	タイ	337,149,391	17.42
	フィリピン	242,035,668	12.50
	インドネシア	875,735,627	45.24
	小計	1,928,153,803	99.62
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	7,413,009	0.38
合計(純資産総額)		1,935,566,812	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アセアン株式マザーファンド	1,798,805,362	1.0901	1,960,877,725	1.0760	1,935,514,569	96.86
2	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	11,650	2,602.06	30,314,028	2,424.62	28,246,881	1.41
3	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES MSCI THAILAND ETF	1,340	8,527.62	11,427,017	8,359.75	11,202,065	0.56
4	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES MSCI PHILIPPINES ETF	2,510	3,504.12	8,795,353	3,150.84	7,908,617	0.40
5	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES MSCI SINGAPORE ETF	3,270	2,383.18	7,793,023	2,351.31	7,688,792	0.38
6	アメリカ	投資信託受 益証券	ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	2,610	3,014.31	7,867,356	2,898.50	7,565,085	0.38

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	3.13
親投資信託受益証券	96.86
合計	100.00

（参考）アセアン株式マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	----	-------------------	-------------------	------------------	------------------	-----------------

1	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	676,400	264.29	178,765,756	254.79	172,339,956	8.90
2	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	4,585,000	34.80	159,594,680	35.94	164,821,580	8.52
3	インドネシア	株式	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	電気通信サービス	3,835,500	26.44	101,441,304	26.52	101,732,802	5.26
4	インドネシア	株式	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	銀行	1,615,200	51.11	82,552,872	47.69	77,028,888	3.98
5	インドネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	1,567,500	49.97	78,327,975	42.37	66,414,975	3.43
6	シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	27,000	2,148.26	58,003,249	2,152.26	58,111,263	3.00
7	シンガポール	株式	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP LTD	銀行	49,700	853.70	42,429,223	885.71	44,019,822	2.27
8	フィリピン	株式	SM PRIME HOLDINGS INC	不動産	525,700	85.89	45,153,424	76.30	40,110,910	2.07
9	フィリピン	株式	AYALA LAND INC	不動産	420,900	87.52	36,840,114	84.25	35,463,771	1.83
10	シンガポール	株式	UNITED OVERSEAS BANK LTD	銀行	17,800	1,917.83	34,137,547	1,972.24	35,105,988	1.81
11	タイ	株式	PTT PCL-NVDR	エネルギー	240,400	152.24	36,598,496	140.80	33,848,320	1.75
12	インドネシア	株式	UNILEVER INDONESIA TBK PT	家庭用品・パーソナル用品	590,800	52.82	31,206,056	51.49	30,420,292	1.57
13	マレーシア	株式	PUBLIC BANK BHD	銀行	274,500	111.00	30,470,379	109.17	29,967,330	1.55
14	インドネシア	株式	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	645,700	48.07	31,038,799	46.17	29,811,969	1.54
15	インドネシア	株式	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	食品・飲料・タバコ	571,400	50.35	28,769,990	46.36	26,490,104	1.37
16	タイ	株式	CP ALL PCL-NVDR	食品・生活必需品小売り	122,900	209.44	25,740,176	209.44	25,740,176	1.33
17	シンガポール	株式	SINGAPORE TELECOM LTD	電気通信サービス	122,800	199.22	24,464,817	190.42	23,384,042	1.21
18	インドネシア	株式	UNITED TRACTORS TBK PT	エネルギー	130,000	199.12	25,885,600	179.74	23,366,200	1.21
19	インドネシア	株式	INDAH KIAT PULP & PAPER CORP TBK PT	素材	210,500	102.03	21,477,315	104.31	21,957,255	1.13
20	タイ	株式	SIAM CEMENT PCL-NVDR	素材	16,400	1,372.80	22,513,920	1,288.32	21,128,448	1.09
21	フィリピン	株式	SM INVESTMENTS CORP	資本財	9,319	2,291.18	21,351,507	2,262.84	21,087,406	1.09
22	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	運輸	90,200	213.84	19,288,368	225.28	20,320,256	1.05
23	インドネシア	株式	KALBE FARMA TBK PT	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,631,000	12.50	20,390,762	11.40	18,593,400	0.96
24	インドネシア	株式	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	素材	229,500	90.82	20,843,190	78.47	18,008,865	0.93
25	フィリピン	株式	AYALA CORPORATION	資本財	10,960	1,787.60	19,592,096	1,638.26	17,955,439	0.93
26	インドネシア	株式	BARITO PACIFIC TBK PT	素材	2,169,500	8.70	18,878,989	8.01	17,395,051	0.90
27	フィリピン	株式	BDO UNIBANK INC	銀行	76,290	244.15	18,626,966	224.97	17,163,419	0.89
28	インドネシア	株式	SARANA MENARA NUSANTARA TBK PT	電気通信サービス	1,777,700	7.10	12,632,337	9.15	16,280,177	0.84
29	インドネシア	株式	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	素材	763,100	19.38	14,788,878	20.74	15,832,799	0.82
30	インドネシア	株式	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	食品・飲料・タバコ	339,600	50.73	17,227,908	46.55	15,808,380	0.82

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	4.82
		素材	7.07
		資本財	4.71
		運輸	3.00
		自動車・自動車部品	3.43
		消費者サービス	1.66
		小売	1.16
		食品・生活必需品小売り	1.65
		食品・飲料・タバコ	6.85
		家庭用品・パーソナル用品	1.57
		ヘルスケア機器・サービス	2.78
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.96
		銀行	37.49
		各種金融	1.46
		不動産	6.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.82
		電気通信サービス	10.54
		公益事業	3.25
合計			99.62

【投資不動産物件】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

該当事項はありません。

（参考）アセアン株式マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

該当事項はありません。

（参考）アセアン株式マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (2013年 7月18日)	5,247,093,564	5,247,093,564	9,867	9,867
第2特定期間末 (2014年 1月20日)	3,796,088,138	3,796,088,138	8,838	8,838
第3特定期間末 (2014年 7月18日)	3,080,048,907	3,090,824,158	10,005	10,040
第4特定期間末 (2015年 1月19日)	2,280,594,217	2,476,520,983	10,010	10,870
第5特定期間末 (2015年 7月21日)	2,054,733,758	2,054,733,758	9,279	9,279
第6特定期間末 (2016年 1月18日)	1,538,743,802	1,538,743,802	7,267	7,267
第7特定期間末 (2016年 7月19日)	1,643,501,102	1,643,501,102	8,006	8,006
第8特定期間末 (2017年 1月18日)	1,621,568,627	1,621,568,627	8,110	8,110
第9特定期間末 (2017年 7月18日)	2,256,183,172	2,256,183,172	9,062	9,062
第10特定期間末 (2018年 1月18日)	2,435,376,180	2,435,376,180	10,137	10,137
第11特定期間末 (2018年 7月18日)	2,076,573,765	2,076,573,765	8,632	8,632
第12特定期間末 (2019年 1月18日)	2,114,687,029	2,114,687,029	9,072	9,072
第13特定期間末 (2019年 7月18日)	2,362,240,042	2,362,240,042	9,280	9,280
第14特定期間末 (2020年 1月20日)	2,345,031,189	2,345,031,189	9,363	9,363
第15特定期間末 (2020年 7月20日)	1,803,008,502	1,803,008,502	7,208	7,208
第16特定期間末 (2021年 1月18日)	2,031,431,606	2,031,431,606	8,268	8,268
2020年 2月末日	2,020,168,216	—	8,073	—
3月末日	1,465,961,587	—	5,879	—
4月末日	1,568,721,545	—	6,288	—
5月末日	1,655,569,685	—	6,627	—
6月末日	1,770,008,210	—	7,078	—
7月末日	1,751,241,040	—	7,006	—
8月末日	1,796,157,628	—	7,198	—
9月末日	1,645,640,327	—	6,600	—
10月末日	1,677,307,282	—	6,738	—
11月末日	1,950,889,697	—	7,908	—
12月末日	1,973,103,412	—	8,027	—
2021年 1月末日	1,967,460,460	—	8,009	—
2月末日	1,998,197,281	—	8,143	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 3月27日～2013年 7月18日	0
第2特定期間	2013年 7月19日～2014年 1月20日	0
第3特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月18日	35
第4特定期間	2014年 7月19日～2015年 1月19日	860
第5特定期間	2015年 1月20日～2015年 7月21日	600
第6特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月18日	0
第7特定期間	2016年 1月19日～2016年 7月19日	0
第8特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月18日	0
第9特定期間	2017年 1月19日～2017年 7月18日	0
第10特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月18日	0
第11特定期間	2018年 1月19日～2018年 7月18日	0
第12特定期間	2018年 7月19日～2019年 1月18日	0
第13特定期間	2019年 1月19日～2019年 7月18日	0
第14特定期間	2019年 7月19日～2020年 1月20日	0
第15特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0
第16特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月18日	0

【収益率の推移】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2013年 3月27日～2013年 7月18日	1.3
第2特定期間	2013年 7月19日～2014年 1月20日	10.4
第3特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月18日	13.6
第4特定期間	2014年 7月19日～2015年 1月19日	8.6
第5特定期間	2015年 1月20日～2015年 7月21日	1.3
第6特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月18日	21.7
第7特定期間	2016年 1月19日～2016年 7月19日	10.2
第8特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月18日	1.3
第9特定期間	2017年 1月19日～2017年 7月18日	11.7
第10特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月18日	11.9
第11特定期間	2018年 1月19日～2018年 7月18日	14.8
第12特定期間	2018年 7月19日～2019年 1月18日	5.1
第13特定期間	2019年 1月19日～2019年 7月18日	2.3
第14特定期間	2019年 7月19日～2020年 1月20日	0.9
第15特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	23.0

第16特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月18日	14.7
---------	-------------------------	------

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年 3月27日～2013年 7月18日	5,966,823,396	649,091,178
第2特定期間	2013年 7月19日～2014年 1月20日	145,813,521	1,168,406,432
第3特定期間	2014年 1月21日～2014年 7月18日	37,833,526	1,254,329,476
第4特定期間	2014年 7月19日～2015年 1月19日	73,091,763	873,516,900
第5特定期間	2015年 1月20日～2015年 7月21日	107,913,359	171,804,651
第6特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月18日	31,596,242	128,455,952
第7特定期間	2016年 1月19日～2016年 7月19日	37,486,664	102,164,474
第8特定期間	2016年 7月20日～2017年 1月18日	12,270,114	65,608,869
第9特定期間	2017年 1月19日～2017年 7月18日	573,787,962	83,449,355
第10特定期間	2017年 7月19日～2018年 1月18日	32,031,958	119,306,048
第11特定期間	2018年 1月19日～2018年 7月18日	32,187,278	29,141,750
第12特定期間	2018年 7月19日～2019年 1月18日	29,626,874	104,306,128
第13特定期間	2019年 1月19日～2019年 7月18日	261,611,019	47,095,666
第14特定期間	2019年 7月19日～2020年 1月20日	16,001,110	56,881,709
第15特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	29,197,105	32,391,989
第16特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月18日	25,133,402	69,449,923

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報



運用実績

(2021年2月26日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 8,143円 純資産総額 19.98億円



● 分配の推移

決算期	分配金
2020年1月	0円
2020年4月	0円
2020年7月	0円
2020年10月	0円
2021年1月	0円
設定来累計	1,495円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

※比率は、ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	96.5%
上場投資信託	3.1%
その他資産	0.4%
合計	100.0%

国別構成

国名	比率
インドネシア	45.2%
タイ	17.4%
シンガポール	12.6%
フィリピン	12.5%
マレーシア	11.8%

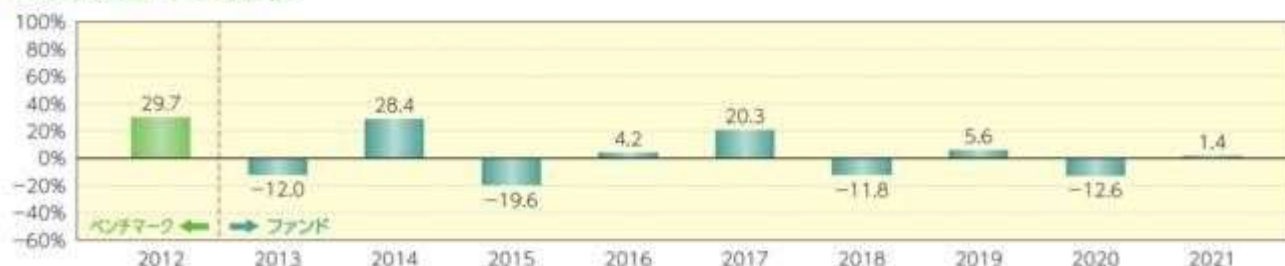
※上場投資信託証券(ETF)は、ETFの参照インデックスの国に準じて分類しています。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国	業種名	比率
1	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	インドネシア	銀行	8.6%
2	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	インドネシア	銀行	8.2%
3	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	インドネシア	電気通信サービス	5.1%
4	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	インドネシア	銀行	3.9%
5	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	インドネシア	自動車・自動車部品	3.3%
6	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	銀行	2.9%
7	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP LTD	シンガポール	銀行	2.2%
8	SM PRIME HOLDINGS INC	フィリピン	不動産	2.0%
9	AYALA LAND INC	フィリピン	不動産	1.8%
10	UNITED OVERSEAS BANK LTD	シンガポール	銀行	1.8%

※業種はGICS(世界産業分類基準)に基づく24産業グループによります。

● 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※2013年は設定日(3月27日)から年末まで、2021年は2月26日までの収益率を表示しています。

※2012年は、ファンドのベンチマークである[MSCIオールカンントリーアセアンGDPアロケーション指数(円換算ベース)]の年間収益率です。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日にいつでも行うことができます。申込受付時間は、原則として午後3時^注までとし、当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。ただし、取得申込日が次に掲げる日に該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

- ・インドネシア証券取引所の休業日
- ・インドネシアの銀行の休業日
- ・投資対象国の取引所または銀行の休業日で委託会社が指定する日

注：販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込金額の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行います。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

当ファンドには、収益分配金の受取方法の別により、収益分配金を受け取る「分配金受取コース」と、税金を差し引いた後の収益分配金を無手数料で再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。申込方法および申込単位は、販売会社が個別に定めるものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、1口単位となります。

お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。取得申込みには、お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等が別に加算されます。ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資については、当該計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

取得申込者は、取得申込金額をお申込みの販売会社に、当該販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款^注」にしたがって契約を締結します。

また、「自動けいぞく投資コース」を選択した取得申込者が、「定時定額購入サービス」を利用する場合には、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^注を締結するものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

注：販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を定める名称の異なる契約または規定を使用することがあります。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求について>

解約請求は、販売会社の営業日にいつでも行うことができます。受付時間は、原則として午後3時^注までと

し、当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分として取り扱います。ただし、解約請求日が次に掲げる日に該当する場合には、当該解約請求の受付けは行いません。該当する日については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

- ・インドネシア証券取引所の休業日
- ・インドネシアの銀行の休業日
- ・投資対象国の取引所または銀行の休業日で委託会社が指定する日

注：販売会社によっては午後3時より前に受付けを締め切ることがありますので、各販売会社にご確認ください。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約請求を行う受益者は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ご解約単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

ご解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額の0.3%)を差し引いた額です。1口当たりの解約価額に解約口数を乗じて得た額から、税金を差し引いた額がお受取金額となります。

ご解約価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

ご解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(実質的な投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた解約請求の受付けを取り消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

基準価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して計算します。

当ファンドにおいては、1万口当たりの価額として表示されます。

当ファンドの信託財産に属する資産のうち、主要投資対象およびその評価方法は以下のとおりです。

アセアン株式マザーファンド受益証券	移動平均法に基づき、基準価額により評価します。
-------------------	-------------------------

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<参考> マザーファンドの主要投資対象およびその評価方法

株 式	移動平均法に基づき、原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
-----	--

基準価額の計算頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせいただけるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社	
ホームページ	http://www.alamco.co.jp/
フリーダイヤル	0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。

「（５）その他 信託の終了(償還)」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月19日から4月18日まで、4月19日から7月18日まで、7月19日から10月18日まで、10月19日から翌年1月18日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を各計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了(償還)

- 1) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、1)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下3)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- 5) 2)から4)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、2)から4)までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- 6) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等4)」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は1)から7)までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、1)の事項(1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、1)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 2)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 1)から6)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- 8) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、1)から7)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成および交付

- 1) 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買の状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を毎年1月および7月の計算期末および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
- 2) 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.alamco.co.jp/>)に掲載します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改

- 1) 委託会社と受託会社との間の信託契約は無期限です。ただし、「信託の終了(償還)」に該当することとなった場合には解約されます。
- 2) 委託会社と販売会社との間の募集・販売等に関する契約は、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、同一の条件で更新されます。

信託事務処理の委託

受託会社は、再信託受託会社と再信託契約を締結することにより、当ファンドの信託財産すべてを再信託受託会社へ移管し、当ファンドにかかる信託事務処理の一部を委託することがあります。その場合には、信託財産の管理にかかる事務のうち再信託にかかる契約書類に基づく所定の事務を行います。

なお、再信託受託会社が受ける信託事務処理の一部の委託にかかる報酬は、受託会社が受け取る信託報酬の中から当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、)に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日(以下「償還日」といいます。)後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が支払開始日から10年間請求を行わない場合は、その権利を失い、その金銭は委託会社に帰属するものとし、

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に解約請求をすることができます。詳細は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2020年7月21日から2021年1月18日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2020年 7月20日現在)	当期 (2021年 1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	658	370,106
コール・ローン	29,544,924	14,189,890
投資信託受益証券	72,875,045	64,689,049
親投資信託受益証券	1,707,015,225	1,960,877,725
流動資産合計	1,809,435,852	2,040,126,770
資産合計	1,809,435,852	2,040,126,770
負債の部		
流動負債		
未払解約金	510	1,551,404
未払受託者報酬	375,030	417,414
未払委託者報酬	5,953,622	6,626,399
未払利息	56	32
その他未払費用	98,132	99,915
流動負債合計	6,427,350	8,695,164
負債合計	6,427,350	8,695,164
純資産の部		
元本等		
元本	2,501,321,314	2,457,004,793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	698,312,812	425,573,187
(分配準備積立金)	192,569,071	192,574,321
元本等合計	1,803,008,502	2,031,431,606
純資産合計	1,803,008,502	2,031,431,606
負債純資産合計	1,809,435,852	2,040,126,770

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日	当期 自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日
営業収益		
受取配当金	818,302	369,469
受取利息	328	2
有価証券売買等損益	522,690,166	277,007,612
為替差損益	2,228,158	2,432,121
営業収益合計	524,099,694	274,944,962
営業費用		
支払利息	4,780	6,613
受託者報酬	785,557	799,824
委託者報酬	12,470,750	12,697,128
その他費用	364,394	362,851
営業費用合計	13,625,481	13,866,416
営業利益又は営業損失（ ）	537,725,175	261,078,546
経常利益又は経常損失（ ）	537,725,175	261,078,546
当期純利益又は当期純損失（ ）	537,725,175	261,078,546
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,732,241	3,466,111
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	159,485,009	698,312,812
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,770,492	21,556,300
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,770,492	21,556,300
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,605,361	6,429,110
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,605,361	6,429,110
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	698,312,812	425,573,187

分配金の計算過程	第29期	第31期
	自 2020年 1月21日 至 2020年 4月20日	自 2020年 7月21日 至 2020年10月19日
費用控除後の配当等収益額	10,176,794円	費用控除後の配当等収益額 1,375,843円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 —円
収益調整金額	41,722,850円	収益調整金額 43,784,890円
分配準備積立金額	165,651,818円	分配準備積立金額 191,018,998円
当ファンドの分配対象収益額	217,551,462円	当ファンドの分配対象収益額 236,179,731円
当ファンドの期末残存口数	2,494,732,102口	当ファンドの期末残存口数 2,490,709,371口
1万口当たり収益分配対象額	872円	1万口当たり収益分配対象額 948円
1万口当たり分配金額	—円	1万口当たり分配金額 —円
収益分配金金額	—円	収益分配金金額 —円
第30期	第32期	
	自 2020年 4月21日 至 2020年 7月20日	自 2020年10月20日 至 2021年 1月18日
費用控除後の配当等収益額	17,573,948円	費用控除後の配当等収益額 3,877,101円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額 —円
収益調整金額	43,186,132円	収益調整金額 44,352,281円
分配準備積立金額	174,995,123円	分配準備積立金額 188,697,220円
当ファンドの分配対象収益額	235,755,203円	当ファンドの分配対象収益額 236,926,602円
当ファンドの期末残存口数	2,501,321,314口	当ファンドの期末残存口数 2,457,004,793口
1万口当たり収益分配対象額	942円	1万口当たり収益分配対象額 964円
1万口当たり分配金額	—円	1万口当たり分配金額 —円
収益分配金金額	—円	収益分配金金額 —円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	前期	当期
		自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日	自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

前期 (2020年 7月20日現在)	当期 (2021年 1月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券および親投資信託受益証券	2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券および親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期(自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日)

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,976,856
親投資信託受益証券	210,007,912
合計	218,984,768

当期(自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日)

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,096,192
親投資信託受益証券	358,167,111
合計	371,263,303

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日	当期 自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日
該当事項はありません。	同左

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

１）株式（2021年 1月18日現在）

該当事項はありません。

２）株式以外の有価証券（2021年 1月18日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI INDONESIA ETF	11,650	285,308.50	
		ISHARES MSCI MALAYSIA ETF	2,610	74,045.70	
		ISHARES MSCI PHILIPPINES ETF	2,510	82,779.80	
		ISHARES MSCI SINGAPORE ETF	3,270	73,346.10	
		ISHARES MSCI THAILAND ETF	1,340	107,548.40	
	米ドル 小計	銘柄数：5	21,380	623,028.50	
		組入時価比率：3.2%		(64,689,049)	100.0%

	投資信託受益証券合計			64,689,049 (64,689,049)	
親投資信託受益証券	日本円	アセアン株式マザーファンド	1,798,805,362	1,960,877,725	
	日本円 小計	銘柄数：1 組入時価比率：96.5%	1,798,805,362	1,960,877,725 100.0%	
	親投資信託受益証券合計			1,960,877,725	
	合計			2,025,566,774 (64,689,049)	

(注1)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注4)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額（邦貨換算額）の割合、および、合計金額に対する評価額（邦貨換算額）の割合であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「アセアン株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

アセアン株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	(2020年 7月20日現在)	(2021年 1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	315,045	2,600,166
コール・ローン	3,398,531	2,809,135
株式	1,698,762,716	1,954,639,727
未収配当金	4,483,801	819,725
流動資産合計	1,706,960,093	1,960,868,753
資産合計	1,706,960,093	1,960,868,753
負債の部		
流動負債		
未払利息	6	6
流動負債合計	6	6
負債合計	6	6
純資産の部		
元本等		
元本	1,808,853,688	1,798,805,362
剰余金		
剰余金又は欠損金()	101,893,601	162,063,385
元本等合計	1,706,960,087	1,960,868,747
純資産合計	1,706,960,087	1,960,868,747

(2020年 7月20日現在)

(2021年 1月18日現在)

負債純資産合計	1,706,960,093	1,960,868,753
---------	---------------	---------------

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における監査対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2020年 7月20日現在)		(2021年 1月18日現在)	
1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額		1. 監査対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額	1,836,083,988円	期首元本額	1,808,853,688円
期中追加設定元本額	- 円	期中追加設定元本額	1,869,334円
期中一部解約元本額	27,230,300円	期中一部解約元本額	11,917,660円
元本の内訳		元本の内訳	
朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド	1,808,853,688円	朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド	1,798,805,362円
2. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,808,853,688口	2. 監査対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	1,798,805,362口
3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その金額は101,893,601円であります。			
4. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	9,437円 (0.9437円)	3. 1単位(1万口)当たりの純資産額 (1口当たりの純資産額)	10,901円 (1.0901円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額であります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日	自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 目論見書の記述に合わせて、主要なリスク項目を記載しております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、パフォーマンスおよびリスクの状況は社内で一元的に管理しています。パフォーマンス評価およびリスク管理を行う上での分析の基礎となるデータは各種のリスクモデル等によりデータベース化しています。当ファンドのリスク分析とパフォーマンスの要因分析の結果は、運用責任者、経営陣を主要参加メンバーとするパフォーマンスレビュー委員会において報告され、運用計画と運用成果との整合性を検証することにより、当ファンドの品質の維持管理に努めています。 また、コンプライアンス部門において、信託約款や運用計画書の遵守状況ならびに執行・組入れに係る管理状況を審査し、必要に応じて速やかに関連部門へ注意・勧告を行っております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

（2020年 7月20日現在）	（2021年 1月18日現在）
1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左
2.時価の算定方法 （１）株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2.時価の算定方法 （１）株式 同左
（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）コール・ローン等の金銭債権および金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	342,716,685
合計	342,716,685

（自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	82,187,369
合計	82,187,369

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年 1月21日 至 2020年 7月20日	自 2020年 7月21日 至 2021年 1月18日
該当事項はありません。	同左

附属明細表

第 1 有価証券明細表

1) 株式（2021年 1月18日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	21,800	5.69	124,042.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING LTD	23,100	3.90	90,090.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	20,000	4.39	87,800.00	

シンガポールドル 小計	GENTING SINGAPORE LTD	91,700	0.88	80,696.00	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	28,500	5.22	148,770.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	27,000	26.85	724,950.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP LTD	49,700	10.67	530,299.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	17,800	23.97	426,666.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	12,000	9.87	118,440.00	
	CAPITALAND LTD	53,300	3.47	184,951.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	9,200	7.65	70,380.00	
	UOL GROUP LTD	9,400	7.86	73,884.00	
	VENTURE CORP LTD	4,100	20.06	82,246.00	
	SINGAPORE TELECOM LTD	122,800	2.49	305,772.00	
	銘柄数：14	490,400		3,048,986.00	
				(237,820,908)	
	組入時価比率：12.1%			12.2%	
マレーシアリングgit	DIALOG GROUP BHD	73,534	3.29	241,926.86	
	PETRONAS DAGANGAN BHD	5,800	21.24	123,192.00	
	PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	44,700	7.51	335,697.00	
	PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS BHD	27,000	8.73	235,710.00	
	GAMUDA BHD	34,400	3.64	125,216.00	
	HAP SENG CONSOLIDATED BHD	12,200	8.42	102,724.00	
	SIME DARBY BHD	53,000	2.31	122,430.00	
	MALAYSIA AIRPORTS HLDGS BHD	20,900	5.60	117,040.00	
	MISC BHD	24,900	6.58	163,842.00	
	WESTPORTS HOLDINGS BHD	16,700	4.32	72,144.00	
	GENTING BHD	41,100	4.30	176,730.00	
	GENTING MALAYSIA BHD	57,700	2.50	144,250.00	
	FRASER & NEAVE HOLDINGS BHD	2,900	31.60	91,640.00	
	GENTING PLANTATIONS BHD	5,100	9.75	49,725.00	
	IOI CORPORATION BHD	46,800	4.45	208,260.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	8,000	24.16	193,280.00	
	NESTLE (MALAYSIA) BHD	1,300	138.90	180,570.00	
	PPB GROUP BHD	11,900	19.24	228,956.00	
	QL RESOURCES BHD	21,000	5.90	123,900.00	
	SIME DARBY PLANTATION BHD	38,400	5.06	194,304.00	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	32,300	12.20	394,060.00	
	IHH HEALTHCARE BHD	40,800	5.42	221,136.00	
	KOSSAN RUBBER INDUSTRIES	23,800	4.22	100,436.00	
	SUPERMAX CORP BHD	28,417	6.70	190,393.90	
	TOP GLOVE CORP BHD	92,000	6.42	590,640.00	
	AMMB HOLDINGS BHD	31,700	3.26	103,342.00	
	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	122,200	4.10	501,020.00	
	HONG LEONG BANK BHD	12,100	17.80	215,380.00	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	4,200	17.16	72,072.00	
	MALAYAN BANKING BHD	74,200	8.25	612,150.00	
	PUBLIC BANK BHD	54,900	21.20	1,163,880.00	
	RHB BANK BHD	29,555	5.42	160,188.10	
	AXIATA GROUP BHD	51,200	3.65	186,880.00	
	DIGI.COM BHD	57,900	4.10	237,390.00	
	MAXIS BHD	43,700	5.05	220,685.00	
	TELEKOM MALAYSIA BHD	21,900	5.74	125,706.00	

マレーシアリングイト 小計	PETRONAS GAS BHD	14,700	16.70	245,490.00	
	TENAGA NASIONAL BHD	43,200	10.18	439,776.00	
	銘柄数：38	1,326,106		9,012,161.86	
	組入時価比率：11.8%			(231,252,073)	11.8%
タイバーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	30,200	111.00	3,352,200.00	
	PTT PCL-NVDR	246,100	43.25	10,643,825.00	
	THAI OIL PCL-NVDR	24,700	59.00	1,457,300.00	
	INDORAMA VENTURES PCL-NVDR	36,800	36.50	1,343,200.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-NVDR	48,600	62.50	3,037,500.00	
	SIAM CEMENT PCL-NVDR	16,800	390.00	6,552,000.00	
	AIRPORTS OF THAILAND PC-NVDR	92,800	60.75	5,637,600.00	
	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO	160,730	8.25	1,326,022.50	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL-NVDR	169,700	9.65	1,637,605.00	
	ASSET WORLD CORP PCL-NVDR	170,000	4.82	819,400.00	
	MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	67,440	25.25	1,702,860.00	
	CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	39,417	30.75	1,212,072.75	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	126,948	13.80	1,751,882.40	
	BERLI JUCKER PUBLIC CO-NVDR	26,400	37.25	983,400.00	
	CP ALL PCL-NVDR	125,400	59.50	7,461,300.00	
	CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	84,000	28.50	2,394,000.00	
	OSOTSPA PCL-NVDR	16,600	35.25	585,150.00	
	THAI UNION GROUP PCL-NVDR	65,400	14.70	961,380.00	
	BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	205,800	21.40	4,404,120.00	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	9,500	123.50	1,173,250.00	
	SRI TRANG GLOVES THAILAND PCL-NVDR	18,400	37.00	680,800.00	
	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	12,400	123.50	1,531,400.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	25,300	118.00	2,985,400.00	
	KASIKORNBANK PCL-NVDR	12,800	118.00	1,510,400.00	
	KRUNG THAI BANK-NVDR	76,800	12.40	952,320.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	18,100	92.75	1,678,775.00	
	BANGKOK COMMERCIAL ASSET MANAGEMENT-NVDR	38,000	21.30	809,400.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	16,000	78.50	1,256,000.00	
	MUANGTHAI CAPITAL PCL-NVDR	16,000	65.00	1,040,000.00	
	SRISAWAD CORP PCL-NVDR	16,100	68.00	1,094,800.00	
	CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	65,000	48.75	3,168,750.00	
	LAND & HOUSES PUB - NVDR	239,800	8.10	1,942,380.00	
	DELTA ELECTRONICS THAILAND PCL-NVDR	6,700	580.00	3,886,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	25,600	180.00	4,608,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL-NVDR	48,200	58.25	2,807,650.00	
	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	15,600	35.00	546,000.00	
	TRUE CORP PCL-NVDR	259,677	3.44	893,288.88	
	B GRIMM POWER PCL-NVDR	17,100	53.25	910,575.00	
	ELECTRICITY GENERA PCL-NVDR	6,400	191.00	1,222,400.00	
	ENERGY ABSOLUTE PCL-NVDR	32,600	62.25	2,029,350.00	
	GLOBAL POWER SYNERGY-NVDR	15,600	81.50	1,271,400.00	
	GULF ENERGY DEVELOPMENT-NVDR	50,900	35.25	1,794,225.00	
	RATCH GROUP PCL-NVDR	16,900	52.00	878,800.00	
タイバーツ 小計	銘柄数：43	2,813,312		97,934,181.53	

				(337,872,926)	
	組入時価比率：17.2%			17.3%	
フィリピンペソ	ABOITIZ EQUITY VENTURES INC	75,230	46.35	3,486,910.50	
	AYALA CORPORATION	10,960	820.00	8,987,200.00	
	GT CAPITAL HOLDINGS INC	3,844	572.00	2,198,768.00	
	JG SUMMIT HOLDINGS INC	116,382	74.00	8,612,268.00	
	SM INVESTMENTS CORP	9,319	1,051.00	9,794,269.00	
	INTL CONTAINER TERM SVCS INC	38,700	126.80	4,907,160.00	
	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	17,360	194.10	3,369,576.00	
	PUREGOLD PRICE CLUB INC	39,100	38.30	1,497,530.00	
	UNIVERSAL ROBINA CORP	34,110	156.30	5,331,393.00	
	BANK OF PHILIPPINE ISLANDS	69,920	85.35	5,967,672.00	
	BDO UNIBANK INC	76,290	112.00	8,544,480.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	69,029	49.05	3,385,872.45	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CO	541,300	4.45	2,408,785.00	
	AYALA LAND INC	420,900	40.15	16,899,135.00	
	MEGAWORLD CORP	581,500	4.29	2,494,635.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	525,700	39.40	20,712,580.00	
	GLOBE TELECOM INC	1,260	2,100.00	2,646,000.00	
	PLDT INC	3,345	1,463.00	4,893,735.00	
	ABOITIZ POWER CORP	58,900	26.05	1,534,345.00	
	MANILA ELECTRIC COMPANY	8,550	297.20	2,541,060.00	
フィリピンペソ 小計	銘柄数：20	2,701,699		120,213,373.95	
	組入時価比率：13.2%			(259,660,887)	
				13.3%	
インドネシアルピア	ADARO ENERGY TBK PT	1,125,900	1,455.00	1,638,184,500.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	130,000	26,200.00	3,406,000,000.00	
	BARITO PACIFIC TBK PT	2,169,500	1,145.00	2,484,077,500.00	
	INDAH KIAT PULP & PAPER CORP TBK PT	210,500	13,425.00	2,825,962,500.00	
	INDOCEMENT TUNGAL PRAKARSA TBK PT	112,800	14,850.00	1,675,080,000.00	
	MERDEKA COPPER GOLD TBK PT	763,100	2,550.00	1,945,905,000.00	
	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK PT	229,500	11,950.00	2,742,525,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,567,500	6,575.00	10,306,312,500.00	
	ACE HARDWARE INDONESIA TBK PT	519,100	1,740.00	903,234,000.00	
	CHAROEN POKPHAND INDONESIA TBK PT	571,400	6,625.00	3,785,525,000.00	
	GUDANG GARAM TBK PT	37,600	40,800.00	1,534,080,000.00	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	182,400	9,375.00	1,710,000,000.00	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	339,600	6,675.00	2,266,830,000.00	
	UNILEVER INDONESIA TBK PT	590,800	6,950.00	4,106,060,000.00	
	KALBE FARMA TBK PT	1,631,000	1,645.00	2,682,995,000.00	
	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	676,400	34,775.00	23,521,810,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK PT	1,615,200	6,725.00	10,862,220,000.00	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	645,700	6,325.00	4,084,052,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	4,585,000	4,580.00	20,999,300,000.00	
	SARANA MENARA NUSANTARA TBK PT	1,777,700	935.00	1,662,149,500.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK PT	3,835,500	3,480.00	13,347,540,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA TBK PT	853,300	1,775.00	1,514,607,500.00	
インドネシアルピア 小計	銘柄数：22	24,169,500		120,004,450,500.00	
				(888,032,933)	

	組入時価比率：45.3%			45.4%	
合 計		31,501,017		1,954,639,727	(1,954,639,727)

(注1)外貨建有価証券の種類別通貨計における()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券の邦貨換算額であります。

(注3)組入時価比率は、左より純資産総額に対する評価額（邦貨換算額）の割合、および、合計金額に対する評価額（邦貨換算額）の割合であります。

2）株式以外の有価証券（2021年 1月18日現在）

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンド

2021年2月26日

資産総額	2,004,479,939円
負債総額	6,282,658円
純資産総額（ - ）	1,998,197,281円
発行済口数	2,453,822,943口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8143円
（1万口当たり純資産額）	（8,143円）

（参考）アセアン株式マザーファンド

2021年2月26日

資産総額	1,942,978,873円
負債総額	7,412,061円
純資産総額（ - ）	1,935,566,812円
発行済口数	1,798,805,362口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0760円
（1万口当たり純資産額）	（10,760円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換の手続等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

ありません。

3．譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4．受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5．受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額等（2021年2月末現在）

- 1）資本金：3,000百万円
- 2）発行可能株式総数：64,000株
- 3）発行済株式総数：32,000株
- 4）最近5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

委託会社の機構

・会社の意思決定機構

委託会社の経営にあたる取締役は、株主総会によって選任されます。その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役全員で構成される取締役会は、委託会社の経営の基本方針を決定するとともに、代表取締役を選任します。代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、常勤取締役および役付執行役員によって構成される経営会議が、取締役会から委任を受けた事項を決定します。

・投資運用の意思決定機構

- 1）ファンドの運用に際しては、社内規程等において以下に述べる意思決定プロセスにかかわる組織体および権限、責任等を定め、これに基づき業務を執行します。

また、業務執行の適切性については、適宜、内部監査部門による評価等によりその実効性を確保しています。

- a．ファンダメンタルズ分析会議でエコノミスト、アナリストおよびファンドマネジャー等による投資環境分析を行い、これを踏まえて資産別（株式および債券）運用委員会を開催し、個別資産および各プロダクトの投資戦略を決定します。

- b．投資政策委員会では、基本アセットアロケーション、ファンドの具体的な投資方針を決定します。

- 2）運用各部において、ファンドの具体的な投資方針に基づく運用を行います。

- 3）パフォーマンスレビュー委員会でパフォーマンス分析およびリスク分析、コンプライアンス委員会で法令遵守状況の審査を行い、これらを運用の意思決定プロセスにフィードバックします。

（注）委員会および部・室の名称等は変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。2021年2月末現在、当社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	18	38,972
追加型株式投資信託	74	429,353
合計	92	468,325

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別		第34期 (2019年3月31日)		第35期 (2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金			3,855,371		3,890,445
前払費用	2		45,656		73,730
未収委託者報酬			259,774		262,142
未収運用受託報酬	2		370,262		243,265
未収還付法人税等			66,384		-
未収収益			20,104		17,228
その他			4,008		3,359
流動資産計			4,621,562		4,490,171
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	8,402		7,437	
器具備品	1	39,577	47,980	38,113	45,551
無形固定資産					
電話加入権		2,776		2,776	
ソフトウェア		7,491	10,267	8,564	11,340
投資その他の資産					
投資有価証券		15,981		14,637	

関係会社株式		38,291		38,291	
長期差入保証金	2	36,642		35,819	
長期前払費用		2,329		582	
繰延税金資産		64,186	157,431	63,048	152,378
固定資産計			215,679		209,271
資産合計			4,837,241		4,699,442

（単位：千円）

期別		第34期 （2019年3月31日）		第35期 （2020年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
（負債の部）					
流動負債					
預り金			15,922		8,933
未払金					
未払手数料		83,627		85,810	
その他未払金		29,375	113,002	34,439	120,250
未払費用	2		390,894		315,689
未払法人税等			-		13,836
未払消費税等			16,560		44,486
賞与引当金			146,741		142,895
流動負債計			683,121		646,091
負債合計			683,121		646,091
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			3,000,000		3,000,000
資本剰余金					
資本準備金		524,000	524,000	524,000	524,000
利益剰余金					
利益準備金		226,000		226,000	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		402,404	628,404	303,249	529,249
株主資本合計			4,152,404		4,053,249
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			1,716		101
評価・換算差額等合計			1,716		101
純資産合計			4,154,120		4,053,350
負債・純資産合計			4,837,241		4,699,442

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別		第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）		第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益					
委託者報酬		3,105,583		2,956,200	
運用受託報酬		1,546,662		1,434,377	
その他営業収益		176,663	4,828,909	155,983	4,546,561
営業費用	1				
支払手数料			917,830		866,504
広告宣伝費			11,370		12,166
公告費			200		200
調査費					
調査費		510,829		519,037	
委託調査費		1,632,411		1,590,494	
図書費		1,226	2,144,467	1,276	2,110,808
営業雑経費					
通信費		3,457		3,081	
印刷費		14,371		15,011	
協会費		5,738		5,210	
諸会費		2,975		2,966	
その他営業雑経費		389	26,931	367	26,637
営業費用計			3,100,800		3,016,316
一般管理費	1				
給料					
役員報酬		72,762		82,520	
給料・手当		724,969		755,499	
賞与		42,241	839,974	18,951	856,971
交際費			4,005		3,954
寄付金			14,370		4,256
旅費交通費			18,705		17,747
租税公課			33,696		35,032
不動産賃借料			98,887		102,155
退職給付費用			41,238		44,515
福利厚生費			121,438		125,057
賞与引当金繰入			127,451		123,800
固定資産減価償却費			19,861		20,043

諸経費			118,222		120,249
一般管理費計			1,437,853		1,453,784
営業利益			290,256		76,459
営業外収益					
受取配当金	1		40,923		42,951
有価証券利息			1,397		-
受取利息			20		19
受取賃借料			11,598		13,082
雑収入			282		952
営業外収益計			54,222		57,006
営業外費用					
雑損			1,599		896
営業外費用計			1,599		896
経常利益			342,878		132,569
特別利益					
投資有価証券売却益			11		2,139
特別利益計			11		2,139
特別損失					
固定資産除却損	2		128		80
投資有価証券売却損			124		0
特別損失計			252		81
税引前当期純利益			342,637		134,627
法人税、住民税及び事業税		58,350		31,932	
法人税等調整額		28,460	86,810	1,851	33,783
当期純利益			255,826		100,844

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	646,577	872,577	4,396,577	888	888	4,397,466
当期変動額										
剰余金の配当					500,000	500,000	500,000			500,000
当期純利益					255,826	255,826	255,826			255,826

株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								827	827	827
当期変動額合計					244,173	244,173	244,173	827	827	243,346
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換 算差額 等 合計	
		資本準 備金	資本剰余 金合計	利益準 備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	402,404	628,404	4,152,404	1,716	1,716	4,154,120
当期変動額										
剰余金の配当					200,000	200,000	200,000			200,000
当期純利益					100,844	100,844	100,844			100,844
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								1,614	1,614	1,614
当期変動額合計					99,155	99,155	99,155	1,614	1,614	100,769
当期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	303,249	529,249	4,053,249	101	101	4,053,350

注記事項

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2．固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産

	定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第34期 (2019年3月31日)	第35期 (2020年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物	39,303	40,268
器具備品	119,098	109,998
2 関係会社に対する資産及び負債		
前払費用	5,995	6,106
未収運用受託報酬	4,242	4,099
長期差入保証金	39,651	39,651
未払費用	6,926	4,834

（損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1 関係会社との取引に係るもの		
営業費用	142,832	136,707
一般管理費	231,938	241,420
受取配当金	40,800	42,840
2 固定資産除却損の内訳		
器具備品	128	80

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	500,000,000	15,625円	2018年3月31日	2018年6月21日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	利益剰余金	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	200,000,000	6,250円	2019年3月31日	2019年6月20日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	100,000,000	利益剰余金	3,125円	2020年3月31日	2020年6月17日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、第二種金融商品取引業（委託者指図型投資信託の受益権の募集または私募に係る業務）、投資助言・代理業（投資顧問契約に係る業務）及び投資運用業（投資一任契約に係る業務及び投資信託に係る業務）を営んでおります。

当社の金融商品に対する取組方針に関しましては、資産運用を行うに当たっては、会社経営の社会性・公共性の観点から問題を生ぜしめないように十分な配慮を行い、財務健全性の見地からリスク分散を図るとともに、経営体力に見合ったものとするよう定めております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品には、関係会社株式及び投資信託が含まれております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制に関しましては、対象となる運用資産、取引、コンプライアンスチェック等を定めるとともに、実際に保有する金融商品については、定期的に発行体の財務状況、時価等を把握し、保有状況を見直すよう努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	3,855,371	3,855,371	-
（2）未収委託者報酬	259,774	259,774	-
（3）未収運用受託報酬	370,262	370,262	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	15,981	15,981	-
（5）未払費用	390,894	390,894	-

第35期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	3,890,445	3,890,445	-
（2）未収委託者報酬	262,142	262,142	-
（3）未収運用受託報酬	243,265	243,265	-
（4）投資有価証券			
その他有価証券	14,637	14,637	-
（5）未払費用	315,689	315,689	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	38,291	38,291

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,855,371	-	-	-
未収委託者報酬	259,774	-	-	-
未収運用受託報酬	370,262	-	-	-
合計	4,485,408	-	-	-

第35期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	3,890,445	-	-	-
未収委託者報酬	262,142	-	-	-
未収運用受託報酬	243,265	-	-	-
合計	4,395,852	-	-	-

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2019年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,245	9,600	2,645
	小計	12,245	9,600	2,645
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	3,736	3,908	171
	小計	3,736	3,908	171
合計		15,981	13,508	2,473

第35期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	8,631	7,491	1,140
	小計	8,631	7,491	1,140
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	6,005	7,000	994
	小計	6,005	7,000	994
合計		14,637	14,491	146

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	5,887	11	124
合計	5,887	11	124

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
投資信託	9,138	2,139	0
合計	9,138	2,139	0

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、2007年3月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
確定拠出掛金等	41,238	44,515

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

（単位：千円）

	第34期 （2019年3月31日）	第35期 （2020年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	781	4,643
未払事業所税	1,021	1,047
賞与引当金	44,762	39,950
未払役員報酬	98	321

未払法定福利費	6,822	6,173
未払寄付金	608	622
未払確定拠出掛金	1,080	1,166
未返還投資顧問料	1,523	1,670
未払監査費用	4,225	4,670
未払調査費	654	582
関係会社株式評価損	3,689	3,689
敷金	2,518	2,684
税務上の繰延資産	3,366	2,244
小計	71,151	69,467
評価性引当額	6,207	6,374
繰延税金資産合計	64,944	63,093
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	757	44
繰延税金負債合計	757	44
繰延税金資産の純額	64,186	63,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

（単位：％）

	第34期 (2019年3月31日)	第35期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62	30.62
（調整）		
永久に損金に算入されない項目	0.62	2.46
永久に益金に算入されない項目	3.65	9.74
住民税均等割	0.67	1.70
評価性引当額の増減	0.05	0.12
法人税額の特別控除額	2.82	-
その他	0.15	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.34	25.09

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
関連会社等に対する投資の金額	38,000	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	164,330	162,825
持分法を適用した場合の投資利益の金額	43,956	41,334

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社はオフィスの不動産貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積もりにあたり、使用見込期間は当該オフィスビルの耐用年数である50年を採用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
期首残高	19,581	19,036
増減額（ は減少）	545	545
期末残高	19,036	18,491

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員員の兼任	運用受託報酬	47,155	未収運用受託報酬	4,242
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	231,938	前払費用	5,995

第35期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	朝日生命保険相互会社	千代田区	91,000	生命保険業	(被所有) 直接100%	投資顧問契約に基づく資産運用受託、役員員の兼任	運用受託報酬	45,505	未収運用受託報酬	4,099
							出向者人件費の支払、賃借料・共益費支払他	228,995	前払費用	6,106

（注）1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

投資顧問契約については、一般の顧客と同様の取扱いをしております。

証券投資信託受益証券の募集販売の取引条件については、一般の販売会社と同様の取扱いをしております。

3.営業費用のうち、賃借料・共益費については、朝日不動産管理株式会社が収納事務の代理を行っており、同社を経由した取引となっております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

朝日生命保険相互会社（相互会社であるため上場しておりません）

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	129,816.27	126,667.21
1株当たり当期純利益	7,994.58	3,151.38

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第34期 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	第35期 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
損益計算書上の当期純利益	255,826千円	100,844千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	255,826千円	100,844千円
普通株式の期中平均株式数	32,000株	32,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第36期中間会計期間末 （2020年9月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金			3,650,232
未収委託者報酬			252,491
未収運用受託報酬			324,106
未収収益			17,735

その他			96,657
流動資産計			4,341,222
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	7,008	
器具備品	1	31,318	38,327
無形固定資産			
電話加入権		2,776	
ソフトウェア		7,159	
ソフトウェア仮勘定		8,464	18,399
投資その他の資産			
投資有価証券		14,467	
関係会社株式		38,291	
長期差入保証金		35,090	
繰延税金資産		69,799	157,648
固定資産計			214,376
資産合計			4,555,598

（単位：千円）

		第36期中間会計期間末 （2020年9月30日）	
科目	注記 番号	内訳	金額
（負債の部）			
流動負債			
預り金			18,304
未払金			
未払手数料		82,150	
その他未払金		87,126	169,276
未払費用			281,762
未払法人税等			7,142
賞与引当金			79,399
その他	2		25,563
流動負債計			581,450
負債合計			581,450
（純資産の部）			
株主資本			
資本金			3,000,000
資本剰余金			
資本準備金		524,000	524,000
利益剰余金			
利益準備金		226,000	

その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		223,695	449,695
株主資本合計			3,973,695
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			452
評価・換算差額等合計			452
純資産合計			3,974,148
負債・純資産合計			4,555,598

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
科目	注記 番号	金額
営業収益		
委託者報酬		1,289,245
運用受託報酬		635,798
その他営業収益		62,544
営業収益計		1,987,589
営業費用		1,311,090
一般管理費	1	708,621
営業利益		32,122
営業外収益	2	46,460
営業外費用		65
経常利益		14,272
特別利益		443
特別損失		31
税引前中間純利益		14,685
法人税等		1,145
法人税等調整額		6,905
中間純利益		20,445

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金					利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金					

当期首残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	303,249	529,249	4,053,249	101	101	4,053,350
当中間期変動額										
剰余金の配当					100,000	100,000	100,000			100,000
中間純利益					20,445	20,445	20,445			20,445
株主資本以外の項目 の当中間期変動額（純額）								351	351	351
当中間期変動額合計	-	-	-	-	79,554	79,554	79,554	351	351	79,202
当中間期末残高	3,000,000	524,000	524,000	226,000	223,695	449,695	3,973,695	452	452	3,974,148

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物6年～24年、器具備品4年～15年であります。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

（単位：千円）

項目	第36期中間会計期間末 （2020年9月30日）
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	40,697
器具備品	117,319

2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。
------------	---

（中間損益計算書関係）

（単位：千円）

項目	第36期中間会計期間 （自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）
1 減価償却実施額	
有形固定資産	7,749
無形固定資産	1,405
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	40,307
受取賃借料	5,965

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式	32,000	-	-	32,000
合計	32,000	-	-	32,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	100,000,000	3,125	2020年3月31日	2020年6月17日

（金融商品関係）

第36期中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,650,232	3,650,232	-
(2) 未収委託者報酬	252,491	252,491	-
(3) 未収運用受託報酬	324,106	324,106	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			

その他有価証券	14,467	14,467	-
(5) 未払費用	281,762	281,762	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、並びに（5）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,291千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間末（2020年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式25,791千円、関連会社株式12,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	12,815	13,518	703
	小計	12,815	13,518	703
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,000	949	50
	小計	1,000	949	50
合計		13,815	14,467	652

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

（単位：千円）

	第36期中間会計期間 （自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）
関連会社等に対する投資の金額	38,000
持分法を適用した場合の投資の金額	140,376
持分法を適用した場合の投資利益の金額	17,841

（資産除去債務関係）

第36期中間会計期間末（2020年9月30日）

資産除去債務の変動の内容及び当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

当期首残高	18,491千円
増減額（ は減少）	272千円
当中間会計期間末残高	18,219千円

（注）当社は不動産貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については負債計上に代えて、不動産貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第36期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の外部顧客への売上高については、中間損益計算書に記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

対象となる外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

なお、制度上顧客情報を知りえない、または顧客との守秘義務契約により開示できない売上については、判定対象から除いております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

（単位：円）

項目	第36期中間会計期間 （自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）
1株当たり純資産額	124,192.12

1株当たり中間純利益金額	638.93
--------------	--------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第36期中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
中間純利益（千円）	20,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	20,445
普通株式の期中平均株式数（株）	32,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「 」において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「 」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

- 1）委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- 2）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあります。
- 3）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあります。

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 受託会社 >

名称

みずほ信託銀行株式会社

資本金の額(2020年9月末現在)

247,369百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円(2020年9月末現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

< 販売会社 >

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	同上
岡三にいがた証券株式会社	852	同上
極東証券株式会社	5,251	同上
立花証券株式会社	6,695	同上
東海東京証券株式会社	6,000	同上
日産証券株式会社	1,500	同上
広田証券株式会社	600	同上
松井証券株式会社	11,945	同上
マネックス証券株式会社	12,200	同上
水戸証券株式会社	12,272	同上
楽天証券株式会社	7,495	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
株式会社トマト銀行	17,810	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額は、2020年9月末現在を記載しています。

2【関係業務の概要】

< 受託会社 >

ファンドの受託者として信託財産の保管・管理、計算等を行います。

< 販売会社 >

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いを行い、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、解約代金、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る書類は、以下のとおり提出されています。

2020年 7月30日	臨時報告書
2020年 10月19日	有価証券報告書、有価証券届出書
2020年 10月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月16日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンドの2020年7月21日から2021年1月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日ライフ・MSCI・グローイング・アセアン株式ファンドの2021年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 窪 寺 信 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、

重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。